

若年性認知症の相談窓口

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症をいい、人によってその症状、進行はさまざまです。若年性認知症の推定発症年齢の平均は54歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。

発症と同時に就労が困難になるわけではないので、支援機関や支援制度の活用、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組により、就労継続の可能性も広がります。

初期の段階で、適切な窓口相談することで、今後の可能性が広がります。

若年性認知症支援コーディネーターが相談に応じます

- * 若年性認知症の本人や家族からの相談対応
- * 利用できる制度やサービスの情報提供
- * 専門医療機関等の情報提供
- * 就労や社会参加などに関する連絡調整
- * 本人・家族が交流できる居場所の案内



うつ病やうつ状態も、働き盛りに多い疾患です。認知症とうつ状態が同時に現れたり、認知症と診断されたことによってうつ状態になったりします。その区別はわかりにくい部分があります。

心配なことがあったら、早めに医療機関を受診しましょう。

★認知症とうつ状態との区別

	うつ状態	認知症
発症	週～月単位で、何らかのきっかけがある	ゆっくりと発症し、特定しにくい
経過	発症後、症状は急速に進行し、日内・日差変動がある	一般にゆっくりで、変動が少なく、進行性
記憶障害	記憶障害を強く訴える 考えてもわからないと言う 最近の記憶も昔の記憶も同様に障害	記憶障害を否認するが、他覚的にはみられる。考えようとしていない 最近の記憶が障害される
答え方	質問に「わからない」と答える	誤った答え、作話をしたり、つじつまを合わせようとする
自己評価	自分の能力低下を嘆く	自分の能力低下を隠す
思考内容	自罰的、自分を責める	他罰的、他人のせいにする
身体症状	不眠、食欲低下など	あまり見られない
気分・感情	気分は日内変動する。悲哀、空虚感	怒りっぽい、感情と一致しない言動がある

若年性認知症支援ガイドブック（認知症介護研究・研修大府センター作成）より転載

北九州市認知症支援・介護予防センター

北九州市小倉北区馬借1-7-1 北九州市総合保健福祉センター（アシスト21）内

（面接相談はできるだけ事前にご連絡ください）

TEL093-522-8765（月～金曜日/9時～17時）※祝日・年末年始休

認知症の方が受けられるサービス

医療・障害・年金

申請には、診断書が必要です。まずは主治医によくご相談ください。

○自立支援医療（精神通院）の給付

対象：通院による継続した治療が必要となったとき

概要：指定医療機関の通院治療費（薬代も含む）の自己負担が軽減されます。

お問合せ：住所地の区役所 高齢者・障害者相談コーナー

○精神障害者保健福祉手帳の申請

対象：初診から6ヶ月を経過した日以降

概要：障害の状態を1～3級に区分し証明します。

手帳を取得すると、税金の優遇措置などのサービスを受けられる条件の証明となったり、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

お問合せ：住所地の区役所 高齢者・障害者相談コーナー

○障害年金の申請

対象：初診から1年6ヶ月を経過した日以降（65歳に到達するまで）

概要：病気やけがで仕事を続けることが困難となった一定の障害のある方へ、障害の程度に応じて支給されます。

お問合せ：初診の日に加入していた年金の問合せ窓口

～状況に応じ、利用可能な手当や制度が違いますので、ご相談ください～

介護保険サービス・障害福祉サービス

介護保険のサービスを利用できるのは、一般には65歳からですが、初老期における認知症により介護が必要となったときは、40歳から利用申請が行えます。

39歳以下の方や、外傷性に起因するものなど初老期における認知症以外の認知症により介護が必要になったとき等は、障害福祉サービスの利用が申請できます。

その他の問合せ窓口

若年性認知症コールセンター（認知症介護研究・研修大府センター内）

0800-100-2707（月～土曜/10時～15時 ※水曜日のみ10時～19時）

（※日祝日、年末年始休）

若年性認知症に関する様々な相談について、専門の教育を受けた相談員が対応します。

ご本人のほかご家族、関係者の方のご相談も受け付けます。お気軽にコールセンターにお電話下さい。

福岡県若年性認知症サポートセンター（特定非営利活動法人たすけ愛京築※福岡県委託事業）

0930-26-2370（月～金曜/10時～16時）（※お盆、年末年始休）

早期相談、早期治療が大切です。何かおかしいなと思ったら、若年性認知症支援コーディネーターに
お気軽にご相談ください！